（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令の一部改正）

第三条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「はって」を「貼って」に改め、同項第二号中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「はって」を「貼って」に改め、同項第二号中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」に改める。

○財務省令第三号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令

「受ける者又は」を「受ける者」に改め、「第二十六条に規定する開示請求をする者」の下に「又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する同条第一項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人若しくは参加人」を加え、「又は開示の実施に係る手数料」を「若しくは開示の実施に係る手数料又は交付に係る手数料」に改め、第四号の次に次の二号を加える。

五　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十二条第二項第一号（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）

六　行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第二条第一項第二号（同条第二項の規定に基づき同号に定める方法による場合を含む。）

別紙書式中「情報公開・個人情報保護」を「情報公開・個人情報保護・不服審査」に、「開示請求手数料　開示実施手数料　写し等交付手数料」を「開示請求手数料　開示実施手数料　写し等交付手数料」に改め、同注意2中「開示請求先又は」を「開示請求先若しくは」に改め、「行政機関」の下に「又は審査庁若しくは再審査庁」を加え、同備考7中「「個人情報保護」の文字を」を「「個人情報保護」及び「不服審査」の文字を」に、「「情報公開」の文字を」を「「情報公開」及び「不服審査」の文字を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「個人情報保護」の文字を、それぞれ」に改める。

附　則

1　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

2　この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省農林水産省令第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第八十六条、第九十二条及び第九十七条の二の規定並びに農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第四十四条の規定に基づき、農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令

（組織変更の認可申請）

第一条　農業協同組合法（以下「法」という。）第八十四条第一項の規定により組織変更（法第八十二条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項及び第三条において同じ。）の認可を申請しようとする農業協同組合は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

一　理由書

二　組織変更後消費生活協同組合（法第八十二条第二項第一号に規定する組織変更後消費生活協同組合をいう。以下同じ。）の定款

三　組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本

四　組織変更後消費生活協同組合の事業計画書

五　組織変更後消費生活協同組合の収支予算書

六　組織変更計画を承認した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

七　法第八十六条において準用する法第四十八条の二第二項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録又はその謄本

八　最終事業年度（各事業年度に係る財産目録又は法第三十六条第二項に規定する計算書類につき法第四十四条第一項の決議を経た場合（法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、法第三十六条第六項の承認を受けた場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする農業協同組合の成立の日における貸借対照表）

九　法第八十六条において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第八十六条において準用する法第五十条第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十　組織変更後消費生活協同組合の役員の住所及び履歴書

十一　その他参考となるべき事項を記載した書面